

令和5年6月9日

宇部市議会文教民生委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会文教民生委員会会議録

- 1 日 時 令和5年6月9日(金)
午前9時58分から午前11時50分まで
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 事 件 (1) 議案第56号 工事請負変更契約締結の件(神原小学校屋内運動場改築
(建築主体)工事)
(2) 報 告 宇部市文化財審議会の開催状況について
(3) 議案第55号 宇部市休日・夜間救急診療所条例中一部改正の件
(4) 報 告 宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況につい
て
(5) 報 告 恩田スポーツパーク整備・管理運営業務 事業者選定に
ついて
(6) 報 告 一般財団法人宇部市文化創造財団の公益法人化について

4 出席委員(9名)

委員長	鴻池博之君	副委員長	浅田徹君
委員	芥川貴久爾君	委員	五十風仁美君
委員	岩村誠君	委員	志賀光法君
委員	真宅宣昭君	委員	猶克実君
委員	三好保雄君		

5 欠席委員(0名)

6 その他の出席者(0名)

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第56号 工事請負変更契約締結の件(神原小学校屋内運動場改築(建築
主体)工事)

教育委員会

教育長	野口政吾君
部長	床本博君
次長	水津正実君
教育施設課長	藤井克彦君
同副課長	河野剛君

- (2) 報 告 宇部市文化財審議会の開催状況について

教育委員会

教 育 長 野 口 政 吾 君

部 長 床 本 博 君

次 長 水 津 正 実 君

学びの森くすのき・地域文化交流課長

福 岡 俊 昭 君

同 副 課 長 石 川 健 君

(3) 議案第55号 宇部市休日・夜間救急診療所条例中一部改正の件

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君

次 長 島 田 伸 弘 君

次 長 加 生 明 美 君

地域医療対策室長 川 崎 幸 江 君

同 副 室 長 加 藤 将 裕 君

(4) 報 告 宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君

次 長 島 田 伸 弘 君

次 長 加 生 明 美 君

高齢者総合支援課長 清 水 好 恵 君

同 副 課 長 伊 藤 淳 君

(5) 報 告 恩田スポーツパーク整備・管理運営業務 事業者選定について

観光スポーツ文化部

部 長 富 田 尚 彦 君

次 長 青 山 佳 代 君

次 長 白 井 幸 雄 君

スポーツ振興課長 荒 武 則 弘 君

同 主 幹 岡 田 栄 治 君

同 副 課 長 東 野 伸 行 君

(6) 報 告 一般財団法人宇部市文化創造財団の公益法人化について

観光スポーツ文化部

部 長 富 田 尚 彦 君

次 長 青 山 佳 代 君

次 長 白 井 幸 雄 君
文化振興課長 中 祖 敏 文 君
同 副 課 長 伊 藤 華 恵 君

8 事務局職員出席者

書 記 矢 田 亜 矢 子 君

—— 午前9時58分開会 ——

委員長（鴻池 博之 君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから、時間が早いですが、委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元に配付の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてであります。現在申し込みはありません。

なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申し込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能ですので、念のため申し添えます。

委員長（鴻池 博之 君） それではまず、議案第56号工事請負変更契約締結の件（神原小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 皆さんおはようございます。

教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議案第56号工事請負変更契約締結の件（神原小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）について、教育施設課長から説明をさせます。

執行部 よろしく申し上げます。それでは、議案第56号の件についてですが、神原小学校屋内運動場は、現在、8月末の完成を目指して、建て替え工事中です。この工事に関する建築主体工事の請負金額の契約変更するための議案です。議案第56号を御覧ください。

一番下の欄に、5変更の理由というところがあるのですが、そこには資材価格及び賃金の上昇に伴うインフレスライド条項の適用により、工事請負金額を増額変更するものとあります。これをもう少し詳しく説明しますと、工期の長い工事では、請負業者の選定時には、適正な契約金額であっても、世の中の賃金や物価の変動によって、契約金額が不適切になることがあります。

一般的には物価が上昇した場合に生ずるものです。通常契約後の物価上昇が原因である工事費の増加分は請負業者が負担することとなりますが、大きな物価変動が起こった場合、全てを請負業者の負担にせず、発注者も負担すべきであるという考えに基づいたものが、通称インフレスライドという制度で、請負契約の25条にその規定があります。

本件は請負業者からその条項に基づき、インフレスライドの協議要請があり、残る工期における工事金額を再計算したのから、請負業者の負担分に相当する金額を除いた金額で再契約するもので、当初の契約金額に対して429万9,900円を増額した3億5,992万9,900円で契約変更するものです。インフレスライドの全体的な金額は685万800円となります。このうち、先ほど申し上げました宇部市の負担分が、429万9,900円であり、請負業者の負担額が255万900円となるものです。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

委員（猶 克実 君） 簡単な質問なのですがけれども、何%以上開いた時に、このインフレスライドというものが発生するのでしょうか。

執行部 これは、先ほど請負業者の負担分があるというふうに説明しましたが、協議の申入れがあった後の残工事費の1%までは請負業者が負担しなさいということになっているのですが、それ以上の場合に起こるということになります。

委員（猶 克実 君） その1%以上を超えたかどうかという判断というのは、これは建設物価とか、それが、何が根拠で、何%開いたということでののでしょうか。

執行部 変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、積算している物価資料等の基準日における価格を基本としております。

委員（猶 克実 君） それは、宇部市教育委員会の施設課ですか、それとも、チェックするのはどこの課でしょうか。

執行部 工事に関しては、市長部局の営繕課のほうに委託しておりますので、そちらのほうで再計算してもらっております。

委員（猶 克実 君） はい、この件については物価高騰等が残工事費の1%以上上がったから、差額が出ましたという、これは業者のほうからの申告でしょうか、それとも市のほうからの説明というか、意見でしょうか。

執行部 制度的には、これどちらからでもできるのですが、このたびは請負業者さんのほうから先に申入れがありました。ほかの工事があるのですが、それに対しては、インフレスライドとかの制度があるので、どうでしょうかということは、各業者さんに周知はしております。

委員（芥川 貴久爾 君） すみません。詳しくなくて説明をお願いします。先ほど市のほうが約429万円、業者が250万円という話があったのですが、これは例えば、設計について

いろいろ項目があると思うのですが、それで分けられるのでしょうか。その辺がちょっと分からないので、教えてください。

執行部 発注したときの設計書を基に、新たな単価を入れ替えると、残工事費でどれぐらい上がるというのが出てきますよね。それで決まりまして、そのどちらがどれだけ負担をするのかという考え方は、昔は業者さんがほとんど見ていたのかもしれないですけども、1%——残工事費に対する1%までは、物価が上がっても、請負業者側が耐えられる範囲だろうという考えで計算していくものです。

委員（芥川 貴久爾 君） 質問が悪かったからかもしれませんが、市の負担と業者の負担が今429万円と250万円という話しがあったではないですか。その考え方がどうなのかなど。

執行部 ちょっと自分が勘違いしているのかもしれませんが、設計書の中のこの部分は市が負担してこちらの部分を業者が負担するという考え方ではありません。

委員（芥川 貴久爾 君） だから、負担割合というのはもう最初から決まっているわけではないのでしょうか。すみません。

執行部 なかなか数式を口頭で詳しく御説明するのが難しいわけですけども、結局その幾ら増額になるのかと言うものをまず出すわけです。それを、請負業者だけに負担させるのではなくて、発注者も負担しますよという制度なわけです。

業者の負担額が大きくなっていくと、それは請負業者もやっていけないと思うのです。その限度額が、残りの工事費の1%までが限度になっているのです。だからそれをはみ出す分は市が負担しようという考え方です。

委員（芥川 貴久爾 君） はい、分かりました。

委員（志賀 光法 君） すみません。前回諮った議案だと思うのですが、そもそもの予定金額と、合わせて聞きますけれども、8月で終える予定だったというのが、その辺の工事終了の変更があるのか、ないのかという2点ほどお願いします。

執行部 工事の進捗は順調で、8月末に終わる予定です。それと、ちょっと質問をちょっと履き違えていたのかもしれませんが、一番最初の入札を実施したときの入札の執行率で行くと、93%前後なのです。それを今回増額することによって、95%ぐらいになるはずで、当初の設計金額に対してですね。

委員長（鴻池 博之 君） ほかに質疑はありませんか。ないようですので質疑を終結します。これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号工事請負変更契約締結の件（神原小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全会一致です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、宇部市文化財審議会の開催状況について報告したいとの申し出がありますので、これを許可したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ありませんので報告を求めます。

執行部 それでは、報告でございます。宇部市文化財審議会の開催状況について、学びの森くすのき・地域文化交流課長から説明をさせます。

執行部 それでは、宇部市文化財審議会の開催状況について御報告申し上げます。

文化財審議会は、宇部市内に存する文化財の保護と活用に関して調査、審議を行うものでございます。審議会の名簿につきましては資料に記載されておりますとおり、男性3名、女性3名の計6名でございます。任期は2年となっております。専門分野はそれぞれ多岐にわたります。古文書、歴史資料、日本絵画、美術工芸品、天然記念物、歴史・博物館、考古学・史跡等でございます。

今回開催されます審議会では諮問事項はございませんでしたが、報告協議事項といたしまして、令和4年度の文化財保護事業の実施報告、令和5年度の文化財保護事業の実施計画について、また、令和4年度に実施いたしました市の指定の天然記念物でございます、岡崎八幡宮の楠の樹勢回復事業について、そして宇部市史編さん事業についてでございます。

報告事項の内容といたしまして、まず1点目の文化財保護事業の実績報告です。これは、北迫遺跡や吉部の大岩郷等、20か所の文化財の保全事業の清掃委託状況の報告でございます。

次に、文化財指導員の文化財の遵守活動の報告です。これについては遺跡等文化財について異常がないかという現地確認をするものでございます。市内にございます54か所を2名の指導員が巡視して行っております。

3点目でございますが、文化財の関係団体の育成事業の活動助成についてでございます。これは、県及び市の無形文化財である岩戸神楽舞保存顕彰会、また、岡田屋百手祭保存会、居能盆踊り保存会、丸尾十七夜管弦祭保存会及び国指定の名所でございます宗隣寺の庭園保存会の活動助成をしたものでございます。

最後でございますが、市史編さんについての事業報告でございます。この編さん委員会におい

て確認された事項としましては、編さんする書籍は3冊であること。1冊目が宇部市制100年の歴史通史編、2冊目が宇部市制100年の歴史資料編、3冊目が宇部市旧楠町通史編となっております。旧楠町につきましては、町史を編さんしておりませんので、今回市史編さんにおいて、旧楠町の町史の通史編を作成することといたしました。編さん期間につきましては、6年で計画して立てておりましたが、令和5年度に入ってから直近の委員会では、この計画が10年に延長されております。なお、令和5年度からは、市編さん事業は市長部局に移管することになりまして、この4月から総合政策部のほうで市史編さん室が設置されています。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、報告は終わりました。質疑はありませんか。

委員（猶 克実 君） 今回の笠井議員の一般質問の中であったので、聞いてないことが1つありましたので、ここでお聞きしますけれども、宇部市内の文化財は幾つあるのですか。

執行部 文化財につきましては、国、県、市それぞれいろいろあるのですけれども、国の文化財につきましては、建造物としては渡辺翁記念会館、歴史資料といたしまして慶長国絵図、あと古文書といたしまして、ちょっと言葉が長いのですけれども、南嶺子越住筑前聖福寺諸山疏并江湖疏。名勝といたしまして宗隣寺の庭園と、天然記念物の……

委員（猶 克実 君） 数を聞いているのです。

執行部 失礼しました。国指定の重要文化財といたしまして5つです。あと馬場良治さんが選定保存技術として1名加わっております。

あとは県の指定文化財としまして19点、市の指定文化財で56点ございます。

委員（猶 克実 君） 重要文化財とか指定文化財、県の指定から市の指定といろいろあると思うのですが、一遍にお答えできないのであったら、後で資料を頂けたらと思います。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。一覧表みたいなものがあれば、提出をお願いできますか、よろしく願います。

執行部 承知しました。

委員（志賀 光法 君） すみません、期間が6年から10年に変わったということなので、すけれども、その要因というのを簡単に説明してください。

執行部 まずは歴史の資料というのを集めなければならないので、それに時間を要するということとそれに伴って、編さん委員会の下に専門部会というのを立ち上げる状況になっております。その人選作業に入りまして、それからその方々の中から執筆活動等を行いますから、資料を集めてそれを精査するのに時間がかかるということで、6年間で行うことはちょっと難しいだろうと。これは委員会の中でも委員の方からもそういう声がございました。そういうことから期間が10年に延びたというところでございます。

もう1つ、先ほどの国の指定文化財を5つと申しましたけれども、馬場良治さんを入れたら6件になります。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようです。

以上で、宇部市文化財審議会の開催状況についての報告は終わりました。

教育委員会の皆さま、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第 55 号宇部市休日・夜間救急診療所条例中一部改正の件を議題とします。執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、説明に入ります前に、説明員の自己紹介に入ります。

健康福祉部長の佐々木です。よろしくお願いいたします。

執行部 健康福祉部次長の島田と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 健康福祉部次長の加生です。よろしくお願いいたします。

執行部 地域医療対策室室長の川崎です。よろしくお願いいたします。

執行部 地域医療対策室副室長の加藤といいます。よろしくお願いいたします。

執行部 高齢者総合支援課の課長の清水と言います。よろしくお願いいたします。

執行部 高齢者総合支援課の副課長の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 それでは議案 55 号宇部市休日・夜間救急診療所条例中一部改正の件について御説明をいたします。これは診療所の時間変更に伴うものです。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせますのでよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

執行部 議案第 55 号宇部市休日・夜間救急診療所条例中一部改正の件について、資料の 1 ページから御説明申し上げます。

まず 1、概要について御説明します。現在、日曜日・祝日等の夜間の小児科診療は、宇部市及び山陽小野田市の小児科開業医が、在宅当番医制度で診療を行っております。しかしながら、不測の事態による当番医の変更が生じた場合に、代替となる小児科の体制確保や市民への変更の周知が十分にできないことが考えられます。

そこで、小児救急医療体制の維持及び市民の利便性向上のために、在宅当番医制度を廃止し、宇部市休日・夜間救急診療所での診療に移行することに伴い、小児科の診療時間を見直すものです。

次に、2 番の改正内容について御説明いたします。宇部市休日・夜間救急診療所における小児科診療について、日曜日・祝日等の夜間の急患への対応のため、診療時間を変更いたします。表のとおりで、日曜日・祝日等の小児科診療時間は、現在 9 時から 17 時ですが、これに、19 時から 22 時を追加いたします。平日夜間の診療時間は現行のとおりで変更はございません。なお、

在宅当番医による19時から22時までの診療は廃止いたします。

次に、3の施行期日については、令和5年10月1日とします。

次に、4の小児科診療実績について御説明します。近年の小児科診療の実績はこの表のとおりであります。令和4年度の欄を御覧いただきますと、診療所の日曜日・祝日等、昼間の小児科受診者数は3,033人、1日平均で41.5人です。在宅当番での日曜日・祝日等の夜間の小児科受診者数は1,322人で、1日平均で18.4人でした。

令和4年度は、コロナ禍の令和2年度・令和3年度に比べ、小児科診療所、在宅当番医ともに、受診者が増加しているという状況にあります。

次に、資料の2ページを御覧ください。移行スケジュールについて御説明申し上げます。9月末をもちまして在宅当番医制度を廃止し、10月1日からは、日曜日・祝日等の夜間の小児科診療を、休日・夜間救急診療所に移行いたします。

この議会で条例改正を議決いただいた後には、記者発表、広報掲載など、市民への周知を丁寧に行ってまいります。そして、関係機関への通知、保険医療機関への変更の届出手続き等を行うとともに、診療所の関係者会議で変更後の診療体制を確認いたします。そして10月の開始後は受診状況の確認を行うとともに、問題点があれば、協議調整を行ってまいります。

次に、6番の期待される効果についてですが、小児科開業医の負担が軽減し、小児初期救急医療体制が維持されます。また、小児初期救急医療が診療所に集約されることで、市民の利便性の向上が期待されます。

次に、7の財政負担について説明いたします。運営コストとしては、診療時間の拡大に伴う事業費が増加する一方で、診療報酬の増加も見込まれるために、移行による財政負担は生じないと考えております。

次に、今後の課題について御説明いたします。このたびの小児科の移行について、市民に周知するとともに、救急医療の適正受診について、市民の御理解と御協力が重要ですので、引き続き普及啓発を図ってまいります。また、休日・夜間救急診療所の安定運営を継続するために、医療スタッフをしっかりと確保するように努めてまいります。

これらのことから、宇部市休日・夜間救急診療所条例の一部改正を行うものです。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

委員（五十嵐 仁美 君） 今度、19時から22時まで変更するということですがけれども、この医療スタッフというのは誰ですか。

執行部 医療スタッフといたしますのは、診療所の従事者である医師及び看護師、医療事務、施設管理の職員等々になります。

委員（五十嵐 仁美 君）　　ということは、今までの在宅当番医だった方々がされるというわけではないのですか。

執行部　　在宅当番のほうは、当番医師の御自分のクリニック等のスタッフになると思いますので、そちらではなくて、診療所のほうで契約をしているスタッフになります。

委員（五十嵐 仁美 君）　　あと気になるのですけれども、17時から19時という時間が空白ですけれども、この時間というのはどういうふうな対応がされるのですか。

執行部　　その2時間がインターバルということにはなりますけれども、一旦、一応今17時で受付は閉めまして、中にはぎりぎりにいらっしゃる患者さんとかには、現在も対応はしているということにはなりますし、あと19時から開始ですけれども、受付等は、急ぐ方には事務的な手続きなどは早めに済ませるとか、そういう工夫はしていくとていうことになると考えております。

委員（五十嵐 仁美 君）　　また別の件ですけれども、コロナで令和2年度と令和3年度は非常に診療実績がすごく低いのですけれども、かといって医療が必要だった方はたくさんいらっしゃると思うのです。そういう人たちというのはどういう対応がされていたのですか。

執行部　　このあたりちょっと完全な分析等はできてはいないのですが、おそらくそのコロナによって受診控えというのが起こっているのが大きいのではないかと、こちらのほうでは考えておりますし、救急で受診されたいという方に対しては、診療所の体制は以前と変わらず、保っているという状況でしたので、そういうふうには考えています。

委員（五十嵐 仁美 君）　　今後の課題として、安定運営のための人員を確保するというふうにあるのですけれども、今のところこのスタートするに当たって、一応人員は確保されているということですか。

執行部　　現在、集めて来ていただいているスタッフのほうにも下話も済んでおりますので、どうか、この辺で維持できるような状況にはなっております。

委員（吉松 剛 君）　　移行による財政負担は生じないというふうに考えていると言われておりますけれども、その辺もう少し詳しく医療費等を教えてください。

執行部　　これは本当に試算という形にはなってしまうのですが、今考えておりますのは、歳出、経費のほうの運営コストの増加については、先ほどの医療関係のスタッフ、医師、看護師、医療事務などの委託料の増加が約390万円です。

そして、それに薬局もすぐそばにあります。そこを運営延長していただくので、そのコストが36万円ぐらいの増、医薬材料費の増が27万円、それと逆に、今現状やっている在宅当番のほうの開けていただく医院への委託が減りますので、それが110万円ぐらいになり、歳出の増が344万円ぐらいになると考えております。

一方で、歳入のほうは、こちらもなかなか予想が難しいのですが、予算上では、ちょっと高いのですけれども、1,000万円ぐらいの診療報酬の増加をカウントしておりますが、現実には、

少なく見積もっても600万円ぐらいを思っておりますので、一応いずれにしてもそれでペイできるということになると思います。

ちょっと診療報酬のほう令和4年度はそのコロナの検査とかもありますので、お1人当たりの診療報酬の単価というものが結構今上がってきているという感じなので、また歳入のほうはもう少し多く見込まれるかもしれません。

委員（吉松 剛 君） 先ほどの医療スタッフとか、増員が出るように対応されると聞きましてけれども、普通の一般職員のそういう残業の増とかいうのはあるのですか。

執行部 その延長に伴っての正規職員の残業というのは特にないということです。現在、施設管理のほうを会計年度任用職員にやっていただいているのでこちらのスタッフは1時間延長になると見込まれます。

委員（岩村 誠 君） ちょっと感じたところで確認ですけれども、結果的に、先生は宇部市と山陽小野田市の開業医さんが順番でやられるということでもいいですよ。

執行部 基本的にはそうなるかとは思いますが、ちょっと小児科の医師が山口大学からも協力いただいているということなので、ちょっと時間帯を今度組み替えられたりとかがもしかしたらあるかもしれません。

委員（岩村 誠 君） ということは、今、宇部市、山陽小野田市の開業医と言いましたけれども、そこに山口大学の先生が組み込まれるということと、もう1つは、結局、対象は山陽小野田市に住んでる子供たちというのも当然含まれるということでもいいですよ。

執行部 そのとおりであります。昨年広域化してから、こちらのほうを利用していただいている状況です。

委員（五十嵐 仁美 君） 今の話からですけれども、不測の事態による当番医の変更が生じた場合、その代替となる小児科の体制確保がなかなかできないというところで、こういうふうになったということになるのですけれども、またそういうことが、今度は開業医の先生が代替が必要になったというところで、山口大学で補うという形なのですか。

執行部 これは診療所という場所がもう決まってくるので、急に何かで、医師が交代になっても、それは支障がないと言ったらおかしいのですが、市民の方にとっては、影響がないということで、こちらのほうを進めております。

委員（志賀 光法 君） 財政負担の話聞いて、そもそも仕組みが分からないので質問するため申し訳ないですけれども、トータル的に340万円ぐらいは負担増になるということですが、試算でと言われたのですけれども、診療報酬については、低く見積もっても600万円、一千万円ということでもあるのですけれども、その診療報酬というのは医師のほうに払われるというふうに感覚的には思うのですけれども、これがプラスになるような受けとめ方をしたので、医師のほうにかなり多く払われると思いますが、その辺をもう少し詳しく。かえって、これが儲か

るような受けとめ方を今してしまったのですけれども、お話しください。

執行部 説明が行き届かなくて申し訳ありません。

今、診療所のほうに執務されている医師については、曜日や時間帯などによって、医師への委託料の単価が決まっておりますので、それでお支払いをしているという状況です。在宅当番で、日曜の夜間やっただいていただいているほうは、そちらの御自分のクリニックを開いていただくので、そちらのほうは、ダイレクトに診療報酬が先生のほうに入っていくという状況になります。診療所で、受診された患者さんの診療報酬は全部宇部市に入ってくるという形になります。

委員（志賀 光法 君） 意味が分かりません、私、すみません。

それと、先ほど時間の組み替えと言われたのですが、私のいろいろな知り合いの医師の方がいて、大変ですということと言われたのですけれども、結果的に9時から22時まで、1人の方がやられるとは思いますが、その体制というのは、予定はどういうふうにされるのでしょうか。

執行部 今、日曜日、現状でまず昼間——午前、午後の小児科医をやっただいていただいているのですが、そちらのほうを1日通されてやっただいていただいているパターンもあれば、半日、半日でというパターンもあります。今回2時間のインターバルもございますので夜間の分を、また別の先生が交代で入られるというふうに予想しております。

委員（志賀 光法 君） その辺、医師会のほうで調整されると思うのですけれども、1人の医師に負担がかかっているという話も聞いたこともありますので、そういうブラックにならないようにしていただきたい。あと、独自のスタッフというふうに言われたのですが、私は、診療されている医師を全て連れて来られてやられていると思っていたものですから、その辺もう少しはっきりとちょっと説明してください。独自に市が契約をして雇用されているってことでしょうか。

執行部 今おっしゃったとおりです。看護師や医療事務については、宇部市のほうが契約して来ていただいているという形です。薬局のほうは薬剤師会のほうが運営されているという状況です。

委員（猶 克実 君） 今まで、在宅当番医の人であったので、これから負担が増えるのでしょうかけれども、大体、小児科の在宅当番医は、今まで幾つあったのですか。

執行部 現在、宇部市内の開業医が9件、そして山陽小野田市の開業医が1件、合計で10件です。当日は1件のみオープンしています。

委員（猶 克実 君） 令和4年度で言ったら、平均18.4人と書いてあるので、これコロナもあったかもしれないのですが、この休日・夜間救急診療所に、山口大学の先生は1人ですか。2人ですか。何人ですか。

執行部 通常、医師は1人です。

委員（猶 克実 君） その先生は、私も聞いたところには勤務医師ですけれども、アルバイ

トで若い先生が来られるというふうに聞いたことがあるのです。今まで在宅、小児科開業医の方は当然ベテランの小児科ばかりだったのですけれども。

この休日・夜間救急診療所に——山口大学というのは立派なところですが、若い先生が来られて、先生のほうの都合が急に悪くなったり、代替が来るとか、私が心配するのはそういった休日・夜間救急診療所に行ったら先生がいなかったということがないだろうかということをお心配するのですけれども、その辺は安心感というか、先生もベテランの先生も来るし、個人病院と同じようにしっかりと先生がいて、死ぬか生きるかというときに、緊急時には山口大学にすぐに搬送していただけたらとかそういう判断ができるベテランの医者が雇われているかどうかということですが、いかがでしょうか。

執行部 私に優劣つけられる立場では全くありませんけれども、診療所のほうに、きちんと診察に来ていただけてますし、おっしゃるような救急の搬送とかも中には発生します。それも迅速にされておりますし、紹介とかも、きちんとされていらっしゃる。後の書類でしか自分はちょっと拝見していません。現在山口大学の先生も、去年は25人ほど、診療所に関わって、サイクルとかはいろいろ違うのですけれども、若い先生だけではありませんし、いろいろな先生に協力を頂いているという状況になります。

委員（猶 克実 君） ここは、宇部市側と山口大学の先生を雇っているというだけで、健康福祉部としては役割が終わっているということになるというのではないのですね。だから、山口大学の小児科の教授が、先生の派遣の許可を出すわけですが、その人たちが責任を持って、宇部市の休日・夜間の診療になるという責任感を持っていただければ、うまくいくのではないかと思います。

今まで個人病院の先生が当番で来ていた時は、ベテランの個人病院の看板も背負っていたのだと思うのです。その辺が、宇部市が山口大学の先生に切り換えたというだけで終わると、ちょっと不安があるのですけれども、いかがですか。

執行部 今も、医師会を通して、開業医の先生、そして山口大学の先生のほうにも、ちょっと協力を頂いているということで、開業医だけではとても回らないということもありますし、山口大学のほうも小児科の統括の先生から、きちんとその組織ぐるみで協力いただいているという状況でありますので、その辺は、私どもきちんと運営は、安心して運営できると思っております。

委員（猶 克実 君） そのところを、今、私は健康福祉部の説明を聞いただけでそうだろうとは思いますが、これは子供たちの命がかかっている問題なので、山口大学とそういう契約みたいな、何ですか、例えば、2時間に18人以上本当に来たら、1人の先生で、若い先生が見きれぬのだろうかという、1人10分少々ですよ。次から次へとやるのでオーケーかなというちょっと心配もあるのですけれども、そういう今執行部の方が言われたように心配ない——例えば、インフルエンザが大流行して待合室で20人以上待っている人がいるとか、そうい

ったときに、山口大学に協力いただけるような契約か何かを結ばれているのですか。

執行部 山口大学の医師にも診療所のほうに出ていただくということ、これは医師会が全部調整していただくような形にはなっておりますが、市のほうが医師会のほうに当番医を組んでいただくということをお願いしていて、そこから全部調整していただいているという状況です。

委員がさっきおっしゃった繁忙な時期については、1人の医師と言ってしまったのですが、これまでも繁忙な時期には2人体制にするということが過去にもありましたので、何かこう、大流行して、もう医師も2人にしないと間に合わないという時には調整させていただきます。

委員（猶 克実 君） 今の説明について確認です。今山口大学というので思ったのですがけれども、医師会を通じて、今までどおり休日・夜間救急診療所を委託しているということですね——それなら分かりました。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので討論を終結いたします。

これより採決します。

議案第55号、宇部市休日・夜間救急診療所条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全会一致です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について報告したいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ありませんので、報告を求めます。

執行部 それでは、宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について御報告いたします。本委員会は地域密着型サービスの運営に当たり、被保険者、その他の関係者の意見を反映させ、また学識経験を有する方の知見の活用を図るため、介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第7項及び第78条の4第6項等に規定する措置として、委員会を設置しているものです。

それでは、詳細については、担当課長のほうから説明をさせます。

執行部 それでは説明をさせていただきます。

初めに、宇部市地域密着型サービス運営委員会についてですが、この委員会は、介護保険法に基づき設置するもので地域密着型サービスの指定、地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬、その他市長が必要と判断した事項について、市長に対し意見を具申する役割を担っています。

それでは、令和4年度に開催いたしました宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について、資料に沿って御報告をいたします。

それでは資料3ページを御覧ください。まず、地域密着型サービスとは、介護が必要となった高齢者が住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、地域住民のために提供するサービスです。対象者は要介護、要支援の認定を受けている方、原則として、宇部市に居住している方です。

次に、令和4年度に開催した委員会についてですが、地域密着型サービスの指定等の状況と認知症対応型共同生活介護、グループホームの廃止について報告するため、令和5年2月7日に、宇部市役所で開催をいたしました。出席者は委員12名中8名、事務局9名で対面式で行いました。

議事は2点でございます。1点目は、宇部市地域密着型サービス事業所の指定等の状況についてです。資料の4ページを御覧ください。事務局からは、令和3年度の運営委員会で報告した後の令和4年2月から令和5年1月末までの事業所の新規指定や更新、廃止等の状況について報告をいたしました。新規については1事業所。更新については、宇部市4事業所、山陽小野田市2事業所の計6事業所。廃止につきましては、宇部市4事業所、山陽小野田市3事業所の計7事業所。休止については1事業所となっております。令和5年2月1日現在の宇部市内の地域密着型サービス事業所数は、資料のとおり79事業所となっております。

新規1事業所の実施法人は、これまでも市内で地域密着型通所介護3事業所を運営しておられます。また、山陽小野田市の2事業所を含む更新6事業所についてですが、こちらは、事業所の指定の有効期間が6年間となっており、その有効期限の更新がなされた事業所になります。いずれも人員等の指定基準を審査し、基準を満たしていることを確認しております。

次に、廃止事業所のうち、まずは本市にある4事業所について説明をいたします。この4事業所のうちの3事業所は、これまで定員が18名以下ということで、市所管である、地域密着型サービスとして、宇部市が指定していましたが、定員が増えたことにより、県所管の通所介護サービスで、県のほうの指定を受けることになりました。このことから、市の指定を廃止したものです。残りの1事業所については、利用者の減少やスタッフの退職などの理由により事業を廃止されました。利用者については、必要なサービス調整は行われております。廃止事業所のうち、山陽小野田市にある3事業所については、このたび、宇部市の被保険者の利用がなくなったことか

ら、本市の指定を廃止いたしました。休止の1事業所につきましては、利用者の減少により、事業継続が困難となったということから、一旦事業を休止されたものです。こちらの利用者についても、必要なサービス調整は行われています。

委員からは、グループホームについて、入居希望者と施設数のバランスや施設の新設の方針など、市の考えを教えてほしいとの質問がありました。これについては、グループホームを含め、地域密着型サービスの整備方針については、宇部市高齢者福祉計画において整理しており、第8期計画期間においては、新たな施設整備は行わないと定めていることから、令和5年度に予定している第9期宇部市高齢者福祉計画策定に当たり、改めて検討していくことを説明いたしました。

2点目は、認知症対応型共同生活介護事業所グループホームの廃止についてでございます。

資料5ページを御覧ください。市内19か所にある認知症対応型共同生活介護事業所グループホームのうち、北部東圏域のグループホーム1か所が、令和5年3月31日をもって廃止する予定である旨の報告をいたしました。廃止の理由は、入所希望が少ないこと、職員の高齢化、夜勤職員配置困難等法人全体としての経営状況を踏まえたものであり、令和5年4月以降は、グループホームからショートステイへ転用する予定ということでした。入所者については、新たな入所先を調整されています。

委員からは、待機者の待機期間や退去者の状況などの質問のほか、令和5年度策定予定の第9期宇部市高齢者福祉計画において、高齢者が生活に困らないように、適切なニーズの把握に努めてほしいとの発言がありました。

事務局からは、計画において、施設整備方針を定めるに当たり、施設整備に関する意向調査や関連サービス利用状況等ニーズの把握を行い、当委員会に報告し、頂いた意見も踏まえ、高齢者福祉計画審議会において審議いただくとの説明をいたしました。

以上で報告を終わります。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、報告は終わりました。

質疑はありませんか。

委員（五十嵐 仁美 君） 待機者の人数が結構76人といえるのですけれども、この一番最後の表ですね。認知症対応共同生活のこういう方々の対応というのはどうなっているのですか。

執行部 待機者の状況について、事業者にお聞きしたところなのですが、例えば空室ができて、入りますよと連絡した時には、例えば、もうほかの施設に入りましたとか、入院しましたとか、もしくは、いずれは入所しようと思うが、現在はまだいいですというふうに断られる方もいらっしゃると思いますので、こちら今数字を挙げておりますが、実際に、真の待機者がどのぐらいいるかというのは把握が難しい状況でございます。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で、宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況についての報告は終わりました。

健康福祉部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、恩田スポーツパーク整備・管理運営業務 事業者選定について報告したいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ありませんので報告を求めます。

執行部 それでは説明に入ります前に、観光スポーツ文化部の説明員の御紹介をさせていただきます。私、観光スポーツ文化部長の富田と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 観光スポーツ文化部次長の青山と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 同じく次長の白井と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 スポーツ振興課課長の荒武と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 同じくスポーツ振興課主幹の岡田と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 スポーツ振興課副課長の東野と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 文化振興課課長の中祖と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 文化振興課副課長の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 それでは改めまして、報告、恩田スポーツパーク整備・管理運営業務 事業者選定について御説明いたします。詳細につきましては、担当課長のほうから御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

執行部 それでは、事業の概要から説明をいたします。

資料1、A4横の資料になります。1ページ目を御覧ください。恩田運動公園は、昭和38年（1963年）に山口国体に合わせ開園し、約60年が経過しました。建設当時は十分な規模・機能を有していたものの、ライフスタイルの多様化や施設の老朽化により、抜本的な整備が必要であることから、令和元年11月に再整備の方向を整理し、恩田スポーツパーク構想を策定しました。また、構想を踏まえ、具体的な整備内容として、令和4年8月に恩田スポーツパーク整備等基本計画を策定しました。

本事業では、スポーツからストリートカルチャーまでをコンセプトとし、単なる老朽化したスポーツ施設のリニューアルにとどまらず、将来の全市的スポーツの拠点となり、多世代の市民にとって新たな魅力とにぎわいにあふれる運動公園を目指すこととしました。

公園全体をストリートカルチャーゾーン、ボールパークゾーン、ランニングゾーン、アリーナゾーンの4つのゾーンにし、多様なニーズに対応できる公園をエリア分けし、機能を明確化しま

した。

2 ページ目を御覧ください。事業手法についてです。民間が持つ施設整備や運営管理のノウハウを活用しながら、行政サービス向上と効率的な行財政運営を図ることができる設計・施工・管理運営を一括発注するDBO方式を採用しています。

事業全体のスケジュールでは、解体・設計・施工を令和6年度に着手し、令和7年4月には新規エリアを含め、全ての施設が供用開始となります。

また、管理運営については、令和5年度から令和20年度までの15年間とします。

次に、事業者の公募についてですが、令和4年8月に20億7,787万8,000円を事業費として事業者の公募を開始しました。2グループからの参加表明を受けましたが、急激な物価高騰により、市が提示した価格の範囲内では、事業実施が困難であるとして、10月に、2グループとも辞退の届け出を提出されました。これを受け、辞退した事業者から意見聴取を行い、事業実施に向けて、障害となる部分の要求水準書を緩和するとともに、直近の物価高騰を予定価格に反映させ、令和4年12月議会で、25億2,300万円の債務負担行為の承認を頂き、令和4年12月28日より事業者の再公募を実施しました。再公募では、3グループから参加表明を頂き、令和5年4月29日に、選定審査委員会を実施しました。

資料2を御覧ください。審査報告書になります。A4縦の資料になります。2ページを御覧ください。選定委員会は、令和4年6月から令和5年4月まで5回実施し、募集要項、事業者選定基準等に関する検討を実施し、第5回において、最優秀提案者を選定いたしました。審査のうち、資格審査は市で行い、提案審査を選定委員会が実施いたしました。

5 ページを御覧ください。3グループの審査結果を記載しています。審査項目ごとの集計となりますが、提案価格に関する提案を除く全ての審査項目でCグループが高い評価を受けました。

6 ページを御覧ください。審査講評を記載しています。Cグループについて、地域の人々や地元の事業者、訪問者を結びつけるというコンセプト、これまでの実績による事業の実現性や高さなどが評価される一方で、建築物の仕上げや屋根つきグラウンドの人工芝の是非、公園内の情報提供や、緊急時の対応を行うコンシェルジュの必要性等が指摘されるなど、引き続き事業者と協議、検討を実施していきたいと思っています。

この選定委員会の結果をもってグループC、美津濃グループを優先交渉権者と決定しました。

資料1に戻り、3ページを御覧ください。美津濃グループの提案による配置図、新規エリアのイメージ図です。公園全体をストリートカルチャーゾーンを基点に、ボールパークゾーン、ランニングゾーン、アリーナゾーンの四つにゾーニングし、それぞれをランニング、ウォーキングコースで結ぶデザインとなっています。

4 ページを御覧ください。ストリートカルチャーカルチャーゾーンでは、雨天時にも利用で可能な、縦50メートル、横30メートル、高さ7メートル以上の屋根つきグラウンドや、3×3

バスケットボールコート、スケートボード、BMXエリアを備えた都市型スポーツ広場の整備を予定しています。

5ページを御覧ください。公園の中心には、多目的ルームや更衣室、シャワー室等を備えたにぎわい交流施設、既存遊具の移設と健康遊具を新設するアドベンチャー広場、レンタルキッチンやカフェスペースを設置したにぎわい広場を整備していく予定としています。

6ページを御覧ください。ボールパークゾーンについては、野球場を人工芝生とするほか、LEDスコアボードに全面改修するなど、プロ野球等の誘致促進を見据えて、施設の機能向上を図ります。

7ページを御覧ください。多目的グラウンドです。現在の補助競技場については、野球やフットサル、グラウンドゴルフなど、年間を通じて快適に利用できる人工芝の多目的グラウンドに改修する予定です。

8ページを御覧ください。ランニングゾーンです。陸上競技場外周のブロックフェンスを更新するとともに、本部管理棟の外壁や二階更衣室等の改修を行います。アリーナゾーンについては、俵田体育館のアリーナを拡張するほか、ボルダリング施設を増設する予定としております。

9ページを御覧ください。園内には体力に合わせ、ランニング・ウォーキングコースを設置し、安全、快適に利用できるよう、ベンチや休憩スペース、LED照明や多目的トイレ、水飲み場を設置することとしています。

10ページを御覧ください。駐車場には公園全体で1,000台以上の駐車スペースを確保するほか、駐輪場は400台以上を公園内に設置し、利便性の向上を図ります。今後はこれらの提案内容を踏まえ、整備内容を決定し、リニューアル整備を着実に進めてまいります。

11ページを御覧ください。今後のスケジュール案です。6月中に、事業全体に対して必要事業を定める基本協定を締結する予定としております。基本協定締結後は、設計・施工・管理運営について、必要に応じ、個別契約を締結し事業を実施してまいります。

以上、説明を終わらせていただきます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で報告は終わりました。

何か質問ありますか。

委員（真宅 宣昭 君） この案を見たら陸上競技場なのですけども、下がグラウンド、土です。もう今県内の陸上競技場どこもゴムになっていると思うし、中のフィールド部分はもう芝生の陸上競技場が多いのですけれども、この陸上競技場であつたら大会とか競技とか開催できないと思うのですけれども、そういう面で今後対応されるということはあるのですか。

執行部 陸上競技場につきましては、近隣の維新公園、西は下関、東は防府が全天候で競技会をされているというのが現状です。宇部市においては、4種ライトという形で、実際には、棒高跳び以外については、記録会としての開催は今可能な状況です。宇部市陸上競技協会さんどう

いうふうに今後陸上競技場をという部分については、恩田スポーツパークの構想の中でもお話をしています。昨年度、令和4年度に4種ライトの5年間の公認を取りましたので、その間で、今後どのような陸上競技場にするかという部分については引き続き協議してまいりたいと思っています。

委員（真宅 宣昭 君） ありがとうございます。宇部にサッカー、ラグビーができる競技場が1つもないので、競技人口、スポーツの底辺を広げていこうと思うとそういう芝生のグラウンドというのが大切になると思いますので、他の市に比べて出遅れていますので、その点を御考慮いただければと思います。よろしくをお願いします。

委員（五十嵐 仁美 君） 公園内トイレが6か所となっているのですけれども、みんなのトイレは何か所あるのですか。多目的トイレのことです。

執行部 今御質問にありました、みんなのトイレについては、今施設整備する上においては必ず整備をしていくということで、ちょっと個数については全体の利用者数から必要個数というのを求めるのですが、その場合においても、複数のトイレについては確保していきたいというふうに思っています。

まだちょっと詳細の設計ができあがっていないので、具体的に6個ですとか、ここですとかという回答はちょっとできないのですが、多目的トイレとして整備をしていきたいというふうに思っております。トイレの数については、また設計が完了した段階で御説明させていただきます。

委員（五十嵐 仁美 君） 6か所トイレがあるのだったらそこに全部ちゃんと多目的トイレがある状態にしてほしいなという希望があるのですけれども、それぞれのところにですね。あとそのいろいろなところに行くと、女性トイレがとにかく少ないのですよ。だから男性トイレに比べてやはり女性トイレを増やしてほしいというのは本当に切実な思いなのですけれども。ぜひその辺をちょっと考慮してもらいたいなと思います。

執行部 今、恩田の公園内にあるトイレについては、俵田体育館に多目的トイレが1階部分に、多目的ということで4か所ほど設置しております。一番使いやすい手前側に2か所ありますが、野球場については、少しちょっと奥まったところに1か所ということで、いうふうにちょっと数的には少ないのですが、必ずそこは数を確保しているというのが現状ですし、今後整備する施設については、当然、数についても検討はしていきたいとは思っています。

女性用トイレについてもどの施設においても、女性の方が並ばれているという姿を見ますので、その施設の性質によって、ちょっと数というのを、適切な数を確保していきたいというふうに思っております。

委員（真宅 宣昭 君） 今回、野球場を人工芝にされるということなのですからけれども、現状の天然芝と比べての維持管理費の違いというのはどのような具合なのですか。

執行部 人工芝は、天然芝から人工芝に変えることで年間約1,600万円の維持管理費の削

減を一応目指しております。

委員（猶 克実 君） 年間1, 600万円でも安くなると、でも人工芝はまた何年かに1回は張り替えなければいけなくなる。ちょっと維持管理費に出てくるのではないですか。

執行部 実は、天然芝においても何年か1度に張り替えないといけないというのが現状です。ただ、かかる費用については、今御質問にありましたように、人工芝の場合、全面を張り替えれば高額になるという。テニスコートと違って、一番傷むところが走路なので、人工芝を今回張る時に、内野部分と外野部分の張り方を変えて、摩耗したところだけが変えられるような形、色を変える等々。ただ言われるように、プロが常時使うと7年程度、アマチュアでいくと大体10年から12年ぐらいでやはり張り替えの時期というのはやってきます。ただ、先ほど説明したように年間維持費というのを削減するのと、国からのスポーツ振興くじの活用等で経費については、トータルでいえば圧縮ができるものというふうに考えております。

委員（猶 克実 君） もう1つ。資料1の4ページなのですけれども、ストリートカルチャーゾーン。見た感じ、このニュースポーツ、何か数が少ないというか、貧弱というか、なんというか、みすぼらしいという言葉が悪いかもしれないが、もうちょっとハイレベルなものにできないのですかね、これが完成ですか。

執行部 内容については、これはあくまでイメージ図ですので、このままということではないと思うのですが、今、実は近隣に、そのセクションを作っている事業者さんともお話しするのですが、やはりお話があったように、ある程度物があれば人が集まるよというふうには頂いているのですが、どちらかという、今ここに書かれているのは、初心者の方が遊ぶというようなエリアになっています。今後状況に応じて、拡張できるようなスペースは取っています。どういうふうに——一応上中級者用も対応できるようなセクションというのは事業者と協議し、設置してまいりたいと思います。

委員（猶 克実 君） 初心者がやる場所も確かに必要だから、エリアとしてはこの3分の1ぐらいは初心者用も必要ということですが、でも、ある程度結構、皆どこで練習したか分からないけれども上手いのですよ。これでは人が集まらないと今思ったので、希望としては、ハーフパイプがちょっと欲しいなと思うのですけれども、近隣にハーフパイプをやったところがないから、それは金がかかって無理なのでしょうね。

執行部 構造物としてはハーフパイプはちょっと難しいというか、公園内の多目的利用も考えると、ハーフパイプを構造物ではちょっと作る予定はないのですが、可動式という形において、同等の機能を有するハーフパイプという検討はできようかと思えます。

委員（猶 克実 君） ハーフパイプは可動式というとかかなり小さいものをイメージしてしまっているので、何というか、段階、ハーフパイプがいきなりプロ級のをやるのではなくて、多分3段階か5段階ぐらいあると思うのです。あったほうが一番のメインの構造物になると思うので

すけれども、こんな貧弱といっではいけないのですが……。

執行部 BMXがジャンプするようなハーフパイプ、おそらくそのぐらいの大きさのものだろうと思うのですが、そういうものは常設するのがいいのかそれともイベント的にやれるということで設置するのがいいのか、ちょっとそこら辺りについては、運用側とも運営側とも協議して、やはり安全に使っていただきたいというところもありますので、設置されていると、レベルにかかわらずそういうふうなセクションに入っていくって、けがをということもあるので。

委員（猶 克実 君） 希望として、これは物足りないという意見が議会からも出たと訴えてください。

委員（芥川 貴久爾 君） 昔からこれを造るのに、やはり財政計画はどうなるかという話があって、なかなかそういう議論をしていないのではないかと思います。例えば、今、これを管理しているお金と今からこれを造った後に、当然、財政負担は増えるのではないかとそういうことはきちっと頭に入れてやっていかないといけないのではないかなと。これを造るときに、随分議論をしたと思うのです。その辺の資料がちょっとないのですが、どのような感じなのかと思いますが。

執行部 まず管理についてですが、新しく施設ができます。この歳入が新たな財源になります。先ほど御説明させていただいたのですが、野球場の管理については約1,600万円ほどの削減が今見込まれるということで考えています。指定管理料については約3,400万円、現行よりも2,000万円弱ぐらいの費用で15年間の指定管理ということで。ランニング部分については削減。当然イニシャル部分がありますので、トータルコストとして全てカバーできてるかというところではいけないのですが、15年でのライフサイクルコストを見た感じではまだ取れていないのですが、その先の運用を考えると、基本的にはどういうふうな形で更新部分をやっていくかによってそんなに大きな負担を必要とするというふうには、今、計画上は考えておりません。

委員（芥川 貴久爾 君） どちらにしても、1回ちょっと整理をさせていただいて、示していただければいいかなと思います。トータル的に財政というものは、考えなければいけないので、その辺を考えていただいて、今の使ってもらって、使用料が増えればいいと思うのですけれども、なかなかこういう施設も——多分中央コートも若干プラスかなということで、ほかの施設で本当に使用料で賄えるというのは難しい現状なので、その辺をきっちり頭に入れながら、整理をしていかなければいけないので、また示していただければというふうに思います。

委員（志賀 光法 君） 何点か質問させてください。

パース図（建物の外観や室内を遠近法により立体的に描いた完成予想図）あるいは配置図を見てですね、先ほど貧弱という話もありますけれども、懸念されていることを何点か思い当たることがありますので、その辺を指摘しながら、また提案しながら、ちょっと質疑をさせていただこうと思うのですが。

まず9ページ、これ全体の配置図があるのですが、ちょっと時間がある時には私もよく利用させていただくのですけれども、ちょうど下校時には常盤中の子供たちがこの中をすごいたくさん通るのです。そこで、今回、サブグラウンドの配置が随分変わりました。この辺で、通常ここを利用されている方、例えば、自転車を規制するであるとか、そういうことをしていかないとこのランニングゾーン、何コースかあるのですが、非常に危ないのではないかというふうに思いました。それと現状では、将来アスリートに育てたい親が子供を一生懸命トレーニングさせたりとか、陸上のチームのクラブみたいな方が本格的なトレーニングをされたりとか、自由に今利用できている、いろいろな空き場所ですね。後からもいろいろ指摘しますけれども、やはり自由にさせていいのかどうかですよ。きちっと安全に、利用者も、ほかの利用者も安全に利用できるような場所を指定するであるとか、本当に本格的なトレーニングをしている子もいます。そして、木と木をロープでつないでスラックラインの利用もしていたりとか、いろいろな利活用、いいこともあるのですけれども、その反面、事故があった場合どうするかとかあるので、その辺の全体を通しての利用者のお金を取る申込みが必要であるとか、先ほどの貧弱というところ、例えばアーバンスポーツにしても、パス図を見ると、何ページですか——4ページ、屋根つきのところ、アーバンスポーツ、自由に使えるかどうか分かりませんが、仕切りがない。勝手に屋根つきのグラウンドに入って利用できるとか、セクション（スケートボードで使用される道具の総称）がたくさん並んでいますけれども、ハーフパイプという話がありましたけれども、やはり自由に使わせていいものかどうかということですよ。本当にコンシェルジュが必要ということがありますけれども、やはりそういう安全管理の対応をする人の配置が本当に必要だろうというふうに思いますし、セクションにしても、誰を対象にするかですよ。実は30年前ぐらい、私もスケボーハイパークをやったことがあるのですけれども、本当に九州から来ていましたからね。スケボー、BMXを一回転するなどすごい人がいるのですけれども、そういうスペシャリストだけ集めていると意味がないと思うのですよね。どういう対象者を相手にこういう利用させていくかということです。ハーフパイプなどすごい音が出ます。騒音になります。本当に若者が、人のいる前でやりたいということで、そういう場所の提供なのか、子供たちを将来的に育てていくのかとか、その辺の明確なコンセプトを持って、先ほどセクションの制作会社に依頼されたということがありましたけれども、本当に利用者を何人か紹介したと思うのですけれども、その方の意見を聴きながら、安全に本当にこういう拠点に宇部市がなあってほしいなと思いますので、そのように、最初によく決めておかないと、どういうコンセプトとかを。いいもの、高度なものを置いても、私は仕方がないと思うのですけれども、その辺をはっきり明確にしてやったほうがいいと思います。

ランニングゾーンも、これ何コースかあるのですけれども、本当に危ない。安全に走れるようなコースにしてほしいと思いますが、質疑に答えられますか。

執行部 まず、公園内を安全にという部分は、1番目、一丁目一番地かと思っています。

次に、その中において通学路になっている。これも子供たちの安全、通学の安全ということでは必要ということで、今回工事においても、基本的には通れないように、通行止めにしないということを一応基本コンセプトにして、工事中も通学ができるというところで、事業者と協議をしています。ただ、どうしてもちょっと一、二日止めたいというような場合、ちょっとそこはお願いできるものかどうかというのを含めて協議しないといけません、長い期間、公園内を使えないということがないようには必ずしていきたいと思っています。

次に、アーバンスポーツのエリアですが、行政がスケートボード、BMXをやるに当たって、やはりオリンピック競技になったスポーツとして、やはり安全にアーバンスポーツをやりたいということがあるので、基本的には安全装備をつけてプレーをしていただくというところであったり。育成という部分を含めて、行政がそこはやるべきではないです。実際にストリートでやられている方がどうこうというわけではないのですが、行政がやる価値としてはそこにあるのではないかというふうに思っています。

セクションについては今言われるように混在すると危ないという恐れがあります。事業者、今後他で運営されているパーク等を十分に研究させていただいて、どういうふうなセクションを置くのがいいのかというのは十分検討していきたいと思っています。

あとランニングゾーンについて、公園内を自転車禁止にするのがいいのかというのがありますが、通学で使っている以上、ここを子供たちが自転車を押してずっと歩くとやはりかなりの時間がかかってしまうというところもあるので——5ページ、イメージではアドベンチャー広場の横に、ランニング、ウォーキングをされている方の絵があるのですが、事業者さんとはこのようなその明確に、維新公園も現在こういうふうな線引きをされているのですが、自転車が通るところとウォーキングされているところ、ランニングするところを少し明確に分けられるようなことはできないだろうかという協議を今始めているところです。提案でも頂いていますので、こういうふうな方法で安全確保を——これが公園内のランニング・ウォーキングにおいて全部できるのかというのは。それ、ここですと言われたら私どももしようがないのですが、今そこを通過はいけないというようなことは何も書いていないので、いいのか悪いのかがはっきりしていない状態なので明確にするというところも大切なのかと考えています。全部応えていくという……。

執行部 今委員が言われましたとおり、やはり安全管理というのはしっかりやっていかなくてはいけないと思います。まだオープンまでかなり時間がありますので、運営事業者、そこをしっかり、どのような安全対策を取っていくのかというのは明確にしていき、また、今言われましたとおり、使う人の意見というものをしっかり聴いて、運営にも入れていこうと思っていますので、ちょっとお時間を頂きたいと思います。

委員(志賀 光法 君) ありがとうございます。

何点か質疑を続けますけれども、陸上競技場ですが、御説明では施設の2階部分を改修ということで、そちらを全部潰されるのかと思ったのですけれども、その辺りもう少し詳しく。また、土のグラウンドしかないのですが、排水が非常に悪いのですけれども、その辺は、改修されるのか、2点ほど。

執行部 まず、改修の部分ですが、当初、基本構想の中では、真ん中に集めたいということで全部機能を解体し中心部へということで進めていました。実際に、不調に終わった秋口に、再度全体を見直す中で宇部市陸上競技協会さんと協議をしました。その中で、競技場全体を改修するのであれば、真ん中に集めるということも十分機能的には可能であるけれども、途中の状態というのはやはり使いにくいところが残ると。トイレにしてもしかり。陸上競技場内にトイレがないというのは、やはり選手としては使いにくいのではないかと、そういう意見を頂く中で、既存の今のスタンドを少し延命するという形で、きれいに——かなり表面の状態が悪いので、そのような改修を行うことで、次に陸上競技場を全体的に見直すまで活用をできるというふうにお話を頂きました。今、女性用の更衣室がないとか、いろいろ問題があるということをお聴きしていましたので、最小限の改修で、現状の構造物を利用させていただくということにしました。

排水についてですが、4種ライトをする際、吸込口のグレーチングが長さ的にちょっと短いということで、そこに落ち葉等が詰まると水がたまってしまうというのが、一番最初問題視されていましたので、吸込口の長さを長くし、手前で詰まっても奥が吸い込むような形で、現状は昨日もかなりの雨量が降ったのですが、水がたまるということはないです。

ただ、やはり練習でコーナーを回る辺りというのは、どうしても踏まれて低くなっていますので、通常のメンテナンスというのはかけていけないといけないというふうに考えています。

委員(志賀 光法 君) いっぱい言いたいことはあるのですけれども、個別に今度言います。先ほど言いましたように、自由に使える部分と利用料が要る部分とやはり明確にして、安全管理にはやはりお金がかかりますので少しでも取ったほうがいいのではないかと思いますので、アーバンスポーツの関係もその辺もしっかり決めておかないと、事故が起ってからでは遅いので、明確にさせていただきたいと思います。

委員(真宅 宣昭 君) 今、三角公園に遊具施設があると思うのですけれども、まだ新しい遊具なのですから、それもアドベンチャー広場のほうに移されるのですか。

執行部 今、お話いただいている件ですが、少し位置的には北側になるのですがそちらのほうへ移設をさせていただきます。併せて、健康遊具——大人の方もちょっとストレッチができるような遊具を設置するというふうになっています。

駐車場の位置については、南側から北側になるので、入口が若干変わるのですが、駐車場の真横ですので、小さい子供さんを連れた方も利用しやすいかなという位置には設置をしております。

委員(真宅 宣昭 君) 遊具は再利用されるということですか——はい。

それともう1点、ふれあい運動とかで、私あの辺を回らせてもらうのですけれども、そうするとやはり問題行動のある児童生徒というのがたまり場にしているというところがあるのですよ。たばこの吸い殻とか、そういうのも落ちてることもあるもので、そういう問題行動のたまり場にならないように、ちょっとそういう面でも関知していただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにないようですね。

それでは、以上で、恩田スポーツパーク整備・管理運営業務 事業者選定についての報告は終わりました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、一般財団法人宇部市文化創造財団の公益法人化について報告したいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ありませんので報告を求めます。

執行部 続きまして、一般財団法人宇部市文化創造財団の公益法人化について、この4月に、公益化の認定を受けましたので、それに関する詳細の御説明をさせていただきます。

詳細につきましては課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、順位第6の報告事項、一般財団法人宇部市文化創造財団の公益法人化についてを文化振興課から御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

一般財団法人宇部市文化創造財団が山口県公益認定等審議会の答申を経て、令和5年4月1日付で、山口県知事から公益財団法人として認定されました。

宇部市文化創造財団は、市民の幅広い文化活動を支援するとともに、様々な文化活動に触れる機会や場の提供、情報発信などを行うため、平成25年10月に一般財団法人として設立されました。かねてから、理事会において公益法人化の提案があったことから、令和4年度に認定申請を行い、令和5年度創設から節目の10年を迎える中、公益法人としての認定を受けることになりました。

公益財団法人となることによって、実施事業の公益性が明確化され、また、山口県の監査監督を受けることにもなりますので、市民の鑑賞体験や文化交流の促進、次世代の育成、文化団体活動の支援などの公益目的事業がしっかりと行われ、本市の文化振興がより一層推進されることが期待されます。

公益法人化することによるメリットですが、1点目として、公益法人になることによって、社会的信用力が高くなり、事業を進めやすくなることが挙げられます。

2点目として、個人が公益法人に寄附をした場合は、所得税控除の対象となり、企業の場合は損益導入ができるということで、寄附をする側の税制上の優遇措置があり、公益法人にとっては、寄附を受けやすくなります。

3点目として、公益法人が行う事業については、法人税減免の対象となるというメリットがあります。報告は以上となります。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、報告は終わりました。

何か質問ありますか。

委員（志賀 光法 君） 公益財団がもう認められたということですが、公益財団法人はいろいろな規制、縛りがあると思うのですよね。今やられている事業はほとんど収益事業ではないかと私は受けとめているのですけれども、その辺の予定されている公益事業、どういうことがあるのか。答えられるかどうか分かりませんが、デメリットというのはあると思うのですが、その辺りをちょっと説明してください。

執行部 これまでも、宇部市文化創造財団のほうには、宇部市のほうから委託事業という形で公益性の比較的高い事業というのは実施をお願いしておりました。例えば、箏曲のワークショップ・コンクールとか、あとは、小学生の夢教室とか、そういったものが、比較的公益性の高い事業、委託事業として実施していたのですけれども、今年度からは公益財団法人になったということで、そちらのほうで公益目的事業という形で、財団のほうで実施するようになっております。

また、デメリットなのではあるけれども、デメリットというほどではないかもしれませんが、公益法人では定期的に監査を山口県から受けるようになります。そのための書類の作成ですとか、立入検査の対応、それから事業内容や定款、理事とかが変更になった時は、その都度変更届の提出が必要になります。また、場合によっては、事前に変更の認定を受ける必要がある項目もございます。そのため、事務負担が増加するという部分はございますけれども、しっかりとそういった形で行政の監査監督を受けることによって、社会的信用力が高まるというメリットにもつながっていくというふうに考えております。

委員（志賀 光法 君） 公益事業は何%とかいろいろ詳しいことがあると、申請された時点でもチェックされていると思うのですけれども、大変なのは大変ですので、宇部市民にとって公益性のある事業をたくさんやっていただきますようお願いして、終わります。

委員（猶 克実 君） 私も、以前から公益財団になるのを希望していましたから、おめでとうございます。よかったです。これで、人事の問題をちょっと聞きたいのですが、公益財団になることで、いろいろな理事や関係者等が、今までどおりでできるのですかね。先ほど、監査を受ける問題もあると思うのですけれども、結構公益性のある事業ごとに、もちろん収支があってもいい、プラスがあってもいいわけですが、厳しい項目で審査がありますよね。それは今までどおりですか。

執行部 今おっしゃるとおり、今からかなり人事等が大変になってきますので、この6月末には理事会を開いて、理事等の刷新を今行っていただく予定です。やはり今運営というところに今まで視点がなかったのをしっかりと運営できる方に理事になっていただくということを、そこから理事が決まって、理事長等も選出していただくようになっていきます。ですから今までと違うメンバーになる予定でございます。

また、理事会で決定しましたら御報告したいと思っております。それと事務的なもので言いますと、今回宇部市のほうから2人、人事交流で行っています。今、事務局と事務次長を市の職員が今年からやるようになりまして、逆に文化創造財団から、1人、宇部市の方に人事交流で来てもらっています。ですから、今までと違い、文化に関して、しっかり財団と市が情報交換をしながら、両輪で進めていけるような体制を宇部市のほうでもとっておりますので、今までよりもランクが高い財団になると私どもは思っております。

委員（猶 克実 君） 私も言いたかった、そうです。素人が本当に理事ならいいというレベルじゃないので、そういう経験がありますので、よろしくお願いします。

委員長（鴻池 博之 君） よろしいですか。ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようです。

以上で、一般財財団法人宇部市文化創造財団の公益法人化についての報告は終わりました。

観光スポーツ文化部の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、委員会を閉会いたします。

——— 午前11時50分閉会 ———

令和5年6月9日

文教民生委員会委員長 鴻池 博之